

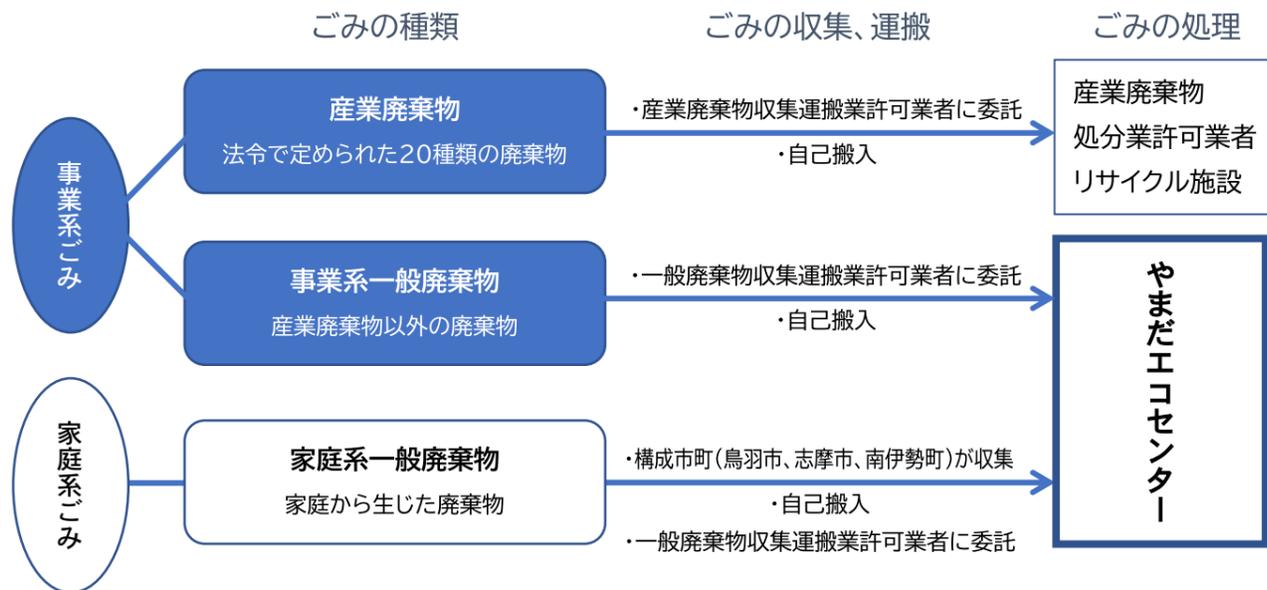
事業所から出るごみについて

事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系ごみ)は、廃棄物の素材や業種により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。事業系ごみのうち、**やまだエコセンターに持ち込めるごみは、事業系一般廃棄物のみ**です。

やまだエコセンターに事業系ごみを持ち込む際は、事業系一般廃棄物に該当するものか確認してから持ち込んでください。

※事業活動とは…営利・非営利問わず、すべての事業活動のことを言います。
店舗・工場・事務所・会社・病院・個人事業所・内職だけでなく、
NPO 法人・官公庁・病院・学校・保育園・公民館・社会福祉施設なども含まれます。

◎ごみの種類と処理の流れ



◎産業廃棄物と事業系一般廃棄物の確認方法

右表「産業廃棄物の種類」から、廃棄物の素材や業種を確認して、産業廃棄物に該当するか判断してください。

産業廃棄物に該当しない場合は、事業系一般廃棄物としてやまだエコセンターへ持ち込みができます。

※爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物は特別管理廃棄物に指定され、やまだエコセンターに持ち込みできません。

※その他、やまだエコセンターで引き取らないものは持ち込みできません。

(例) 飲食店の場合

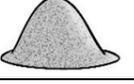
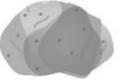
産業廃棄物 → ガラスコップ(ガラスくず)、弁当ガラ(廃プラスチック類)、油(廃油)

事業系一般廃棄物 → 伝票・チラシ(紙くず)、割り箸(木くず)、制服(繊維くず)、残飯(動植物性残さ)

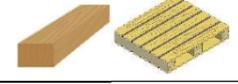
◎産業廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号により20種類の廃棄物が定められています。すべての業種で産業廃棄物となるものと、特定の業種に限定して産業廃棄物となるものがあります。

〈すべての業種で産業廃棄物に該当するもの〉

1. 燃え殻 	5. 廃アルカリ 	9. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 
2. 汚泥 	6. 廃プラスチック類 	10. 鉱さい 
3. 廃油 	7. ゴムくず 	11. がれき類 
4. 廃酸 	8. 金属くず 	12. ばいじん 

〈特定の業種で産業廃棄物に該当するもの〉 ※1 詳しい業種については、下記の三重県へお問い合わせください。

	特定の業種※1
13. 紙くず 	建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業、印刷物加工業など
14. 木くず 	建設業(同上)、パルプ製造業、木材木製品製造業、輸入木材卸売業、業種貨物の流通パレットなど
15. 繊維くず 	建設業(同上)、繊維工業など
16. 動植物性残さ 	食料品製造業、医薬品製造業など
17. 動物系固形不要物 	と畜場・食鳥処理場において処理した食鳥
18. 動物のふん尿 	畜産農業から排出されるもの
19. 動物の死体 	畜産農業から排出されるもの

20. その他、産業廃棄物を処分するために処理したもの

●事業者の責務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項(抜粋))

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

●産業廃棄物に関するお問い合わせ

三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

TEL 059-224-3310 / HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci400000551.htm>